

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 定 款

昭和 41 年 4 月 1 日 国土交通大臣・社団法人許可（国土交通省東文発第 26 号）

昭和 41 年 4 月 1 日 社団法人日本設備設計家協会…設立
昭和 45 年 7 月 8 日 国土交通大臣・定款一部変更認可（国土交通省東文発第 39 号）
昭和 46 年 10 月 27 日 国土交通大臣・定款一部変更認可（国土交通省東文発第 64 号）
昭和 52 年 11 月 22 日 国土交通大臣・定款一部変更認可（国土交通省東文発第 404 号）
平成 2 年 4 月 16 日 国土交通大臣・定款一部変更認可（国土交通省東文発第 76 号）
平成 7 年 3 月 15 日 国土交通大臣・定款一部変更認可（国土交通省東文発第 27 号）
平成 7 年 3 月 15 日 社団法人日本設備設計事務所協会…会名変更
平成 11 年 4 月 19 日 国土交通大臣・定款一部変更認可（国土交通省東文発第 67 号）
平成 25 年 3 月 21 日 一般社団法人移行認可（内閣府府益担第 2097 号）
平成 25 年 4 月 1 日 一般社団法人日本設備設計事務所協会…設立
平成 29 年 5 月 31 日 一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会…定款変更・移行
平成 30 年 6 月 28 日 定款一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会（略称は「日設事連」、以下「本会」という。）と称する。

2 本会の英文名称は、Japan Federation of Mechanical & Electrical Consulting firms association とし、略号を「JAFMEC」と表示する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、我が国の設備設計事務所の適正な運営と健全な発展及び業務委託する依頼主等の利益の保護を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 設備設計事務所の業務契約の適正化及び依頼主等の利益の保護に必要な指導、勧告その他の事業
- (2) 依頼主等その他からの苦情等の解決に必要な指導、勧告その他の事業
- (3) 設備設計事務所の経営管理に関する調査研究
- (4) 設備設計等の業務の普及啓発
- (5) 設備設計等の業務に関する国際交流
- (6) 官公庁への建議・協力及び関係団体との協力
- (7) 設備設計事務所の業務の質の向上に関する施策の実施

(8) 設備設計事務所に係る各種保険制度に関する事業

(9) 会誌、研究報告書等の刊行及び講演会、講習会等の実施

(10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の種別及び資格)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同する都道府県に唯一のその名称に設備設計事務所協会（類似の称号を含む）という文字を用いる団体

(2) 賛助会員

本会の目的及び事業を賛助又は支援する個人、法人及び団体

(3) 名誉会員

本会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の1週間前までに理由を付してその旨の通知をし、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定によって除名したときは、本人に通知しなければならない。

(会員の資格の喪失及び抛出金品の不返還)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき

2 前項の規定により会員としての資格を失ったものが、本会に既に納入している会費その他の搬出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種別)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項に関わらず、個々の総会においては第15条第5項の書面又は電磁的記録に記載した目的及び審議事項以外は、決議することはできない。ただし、法人法第55条第1項又は第2項に規定する者の選定についてはこの限りでない。

3 総会は、会員に剰余金又は残余財産を分配する旨の決議することはできない。

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集請求があったときには臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第2項の規定により臨時総会開催の請求があったとき、会長は遅滞なく総会を招集しなければならない。

3 前項の請求をした正会員は、次の各号に該当する場合には裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

- (1) 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする召集の通知が発せられない場合

4 第1項の理事会の決議を要する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的及び審議事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席する正会員のうちから選出する。

2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席(第19条第1項各号の規定により議決権を行使した正会員を含む。以下同じ)し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、次の方法をもって議決権を行使することができる。

- (1) 他の正会員に代理権を委任してその議決権を行使する
- (2) 書面による議決権の行使は議決権行使書面に必要な事項を記載し総会に提出して行う
- (3) 電磁的方法による議決権の行使は理事会の承諾を得て、電磁的方法により総会に提供して行う

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに議長に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上30名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 第1項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

5 役員に異動があったときは、2週間以内に登記する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請

求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

- 6 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 9 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第 2 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 前項の決議は、当該決議をする総会で解任しようとする役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等(報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。)の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

(責任の一部免除)

第 29 条 本会は、法人法第 1 1 1 条第 1 項で定めるところの賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を限度として、その責任を免除することができる。

(顧問)

第 30 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じる。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議し、任期は 2 年とする。
- 4 顧問は、原則として無報酬とする。

第 6 章 理事会及び三役会

(構成)

第 31 条 本会に理事会及び三役会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 三役会は、会長、副会長及び専務理事(以下、三役という。)をもって構成する。
- 4 会長は、理事以外の者を理事会及び三役会に出席させ意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決に加わることはできない。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項

- (3) その他総会の決議を要しない業務執行に関する事項
- (4) すべての理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 業務を分担執行する理事の選定及びその権限
- (7) 三役会に対し、業務執行を行うにあたって必要な事項を決定する権限の委任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、法人法施行規則第14条による本会の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第29条の責任の一部免除

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、第34条第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の日の1週間前までに、各役員に対しその通知を発しなければならない。
- 4 会長は、第1項のただし書きの規定による招集の請求があった場合、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集を通知しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、理事会は役員の子員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する
- (2) 会長が必要と認めたとき
- (3) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき
- (4) 第24条第4項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は第24条第5項の規定により、監事が招集したとき

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第3号及び第4号の規定により理事会を開催する場合は、その理事会に出席する理事のうちから選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の開催場所に赴くことのできない理事が、当該理事会に参加するため出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見交換が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法をもって議決権を行使することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときを除く。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び議長並びに監事が、これに署名し、又は記名押印する。

(三役会)

第38条 三役会は、次の職務を行う。ただし、第32条に定められたもののほか、法令で定められた理事会での決議は除く。

- (1) 理事会の決議により委任された事項の決定
- (2) 緊急に処理すべき事項の決定

- 2 議事録には、出席した会長及び議長並びに監事が、これに署名し、又は記名押印する。

- 3 三役会については、「監事」を除き第33条から第37条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「三役会」及び「三役」と読み替えるものとする。

第7章 組織

(委員会)

第39条 本会は、その事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を

経て別に定める。

(事務局)

第40条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て、会長が行う。

4 前3項の規定のほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 法令の定めるところにより、定時総会の終結後遅滞なく、第1項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時総会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるものとする。

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費収入

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議を経て別に定める。

(費用の支弁)

第46条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第47条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

第10章 剰余金及び残余財産

(剰余金の分配)

第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の代表理事(会長)は西田能行とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則(平成30年6月28日)

- 1 この定款の変更は、平成30年の定時総会の決議の日から施行する。
-

※参考

入会金・会費

正会員	入会金 100,000円	会費 20,000円	構成員当り
賛助会員	入会金 不要	会費 80,000円(一口)	
名誉会員	入会金 不要	会費 不要	

※ 賛助会員の会費80,000円(一口)は二口より40,000円